

議案第12号

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星野 稔



沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

沼田市地区計画区域内の建築物の制限に関する条例（平成28年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

名称	区域
清水町南部地区地区整備計画区域	沼田都市計画清水町南部地区における地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
東原新町・上原町文教・業務地地区地区整備計画区域	沼田都市計画東原新町・上原町文教・業務地地区における地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
高橋場町地区地区整備計画区域	沼田都市計画高橋場町地区における地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
柳町環状線沿道西地区地区整備計画区域	沼田都市計画柳町環状線沿道西地区における地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
柳町環状線沿道東地区地区整備計画区域	沼田都市計画柳町環状線沿道東地区における地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第2の表に次のように加える。

3 高橋場町地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	(1) 法別表第2(は)項第2号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの (3) 事務所(法別表第2(い)項第2号に掲げるものを除く。) (4) 畜舎(建築物に附属するもので床面積の合計が15m ² 以内のものを除く。) (5) 自動車修理工場 (6) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの
--------------	--

4 柳町環状線沿道西地区地区整備計画区域

建築してはならない建築物	(1) 法別表第2(は)項第2号及び第6号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの (3) 事務所(法別表第2(い)項第2号に掲げるものを除く。) (4) 畜舎(建築物に附属するもので床面積の合計が15m ² 以内
--------------	---

- のものを除く。)
- (5) 自動車修理工場
- (6) 法別表第2(と)項第4号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの

5 柳町環状線沿道東地区地区整備計画区域

建築してはならない 建築物	<ul style="list-style-type: none"> (1) 別表第2(に)項第2号から第5号までに掲げるもの (2) 事務所（2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m²以下のものを除く。） (3) 畜舎（その用途に供する部分の床面積の合計が15m²以下のものを除く。） (4) 自動車修理工場 (5) 法別表第2(と)項第4号に掲げるもの（2階以下をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m²以下のものを除く。）
------------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。